

様式第二号の八(第八条の四の五関係)

(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和6年6月27日

愛知県知事 殿

提出者

住 所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
氏 名 愛知県流域下水道管理者
愛知県知事 大村 秀章
電話番号 052-961-2111

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日光川上流浄化センター
事業場の所在地	愛知県稻沢市儀長一丁目1番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日

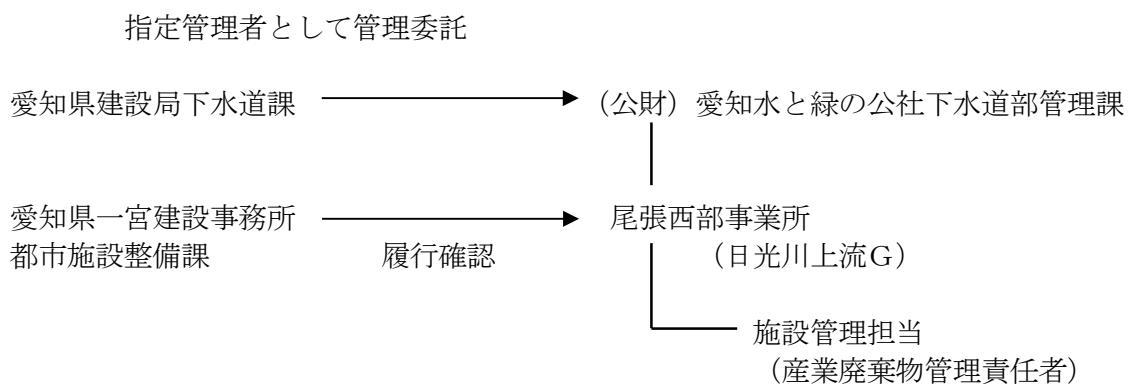
当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	36：水道業
②事業の規模	処理水量：16,027,660(m ³)
③従業員数	28人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	水処理：水処理施設にて生物処理後、滅菌して河川へ放流。 汚泥処理：処理場内の汚泥処理施設にて濃縮・脱水後、セメント業者・肥料業者へ搬出して再資源化、または県内の他流域浄化センターにて焼却。

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

	【前年度（5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	しさ
	排 出 量	131,863 t	3 t
① 現状	(これまでに実施した取組) • 各種イベントの場で、「正しい下水道の使い方」をPRしている。 • できる限り水分を除去してから場外搬出するように努めている。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	しさ
	排 出 量	139,035 t	3 t
(今後実施する予定の取組) • これまでの取り組みを継続していく。下水道は段階的な整備途上にあるため、年々排出量は増加していく。			

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これ以上の分別は不可能である。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これ以上の分別は不可能である。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量した 産業廃棄物の量	119, 695 t	— t
(これまでに実施した取組) ・濃縮汚泥に関しては、脱水処理し脱水ケーキにする際に出来る限り凝集剤の注入率を下げ、機器の運転状況、固液分離の状況等に注意を払い含水率を下げるなどして脱水ケーキ発生量の減量化を進める。			
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	濃縮汚泥	
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	126, 205 t	— t
(今後実施する予定の取組) ・前年度と同様の取組を継続する。			

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（ 5 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	しさ
	全処理委託量	12, 168 t	3 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	12, 168 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・濃縮汚泥は脱水処理後、脱水ケーキの形で搬出しているが、再生利用についての情報を収集し、有効利用してくれる業者に搬出した。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施した。 			

【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	脱水汚泥	しさ
	全処理委託量	12,829t	3t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
	再生利用業者への 処理委託量	12,829t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの取組を継続して、有効利用してくれる業者を選定して搬出を行う。 ・委託先処理業者には定期的に実地確認を実施する。 			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。